

地域密着型通所介護の新規指定にあたって(事前協議のご案内)

地域密着型通所介護のサービス提供事業者は、「介護保険法」「東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」など、関係法令等を遵守していただく必要があります。

東久留米市では、新規に、地域密着型通所介護の事業者指定を希望される場合には、当該事業整備計画(案)が基準条例や関係法令等に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

必ず、開設予定の建物の改修や新築工事等に着手される前に、「事前協議に必要な書類(下記参照)」を準備して、東久留米市役所 介護福祉課(庁舎1階 電話:042-470-7750)へお越してください。(要予約)

○ 指定の流れ

東久留米市では、各圏域における事業所数と利用状況などを考慮しつつ、事前協議においては、運営法人、人員・設備・運営基準、サービス提供内容を審査し、下記にあるスケジュールに沿って計画的に指定を行います。

➤ 協議スケジュール

	事前協議	申請締切	実地検査	指定日
1	4月	5月	6月	7月1日
2	8月	9月	10月	11月1日

※事前協議と申請締切は該当月の1日を締切とします。1日が閉庁日の場合は直前の開庁日を締め切りとします。

○ 応募要件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号に規定する欠格事由(法人格を有していない等)に該当しないこと。
- (2) 施設運営に際しては、「介護保険法」「老人福祉法」「生活保護法」等関係法令のほか「東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」で定める基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。
- (3) 事業を実施する予定の事業者は、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) 原則、事業所開設までに、当該事業の事業者指定を受けて市内全域で適切なサービス提供を開始できる事業整備計画を有していること。
- (5) 利用者は、原則として東久留米市の介護保険被保険者に限定すること。

○ 事前協議に必要な書類

- ・ 事前確認票
- ・ 地域密着型通所介護事業所 新規指定に係るヒアリングシート
- ・ 計画施設の平面図及び立面図(任意様式)

留意事項

- (1) 地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護度の重い高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続していくために支援を行うサービスです。このため、東久留米市ではサービスの質や事業の安定性、継続性を確保するため、可能な限り質の高い事業者を審査の上、指定します。
- (2) 設備要件については、「介護保険法」「老人福祉法」「建築基準法」「都市計画法」「消防法」「農地法」等の関係法令や条例等を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- (3) 地域密着型サービスの趣旨に鑑み、立地要件として住宅地の中にあること、または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあることを求めます。
- (4) 事業所運営にあたっては、地域住民の理解と、地域との連携・交流が不可欠です。事業者指定を受ける前に、事業実施についての説明を近隣住民に行い、理解を得ることを求めます。
- (5) 指定申請書提出後の事業開設場所の変更は、原則認めませんのでご了承ください。
- (6) 指定申請書提出等に係る費用は、事業者負担とします。
- (7) 東久留米市が必要と認める場合には、「事前協議に必要な書類」に追加資料の提出を求めることがあります。

<問い合わせ先>

東久留米市福祉保健部介護福祉課
事業者担当

〒203-8555

東久留米市本町3丁目3番1号

電話:042-470-7750(直通)

FAX:042-470-7808